会員規約をよくお読みいただいたうえで、カードをご利用ください。

# ホクリクカードA規定

株式会社 北陸銀行 株式会社 北陸カード この規定は、お客さまと、株式会社北陸銀行・株式会社北陸カードとの間の取り決めについて定めるものです。

# 〔ホクリクカードA規定〕

#### 第1条(キャッシュカード&北陸VISAカード)

- 1. キャッシュカード&北陸VISAカード(以下「ホクリクカードA」 といいます)とは、株式会社北陸銀行(以下「当行」といいま す)の普通預金のキャッシュカード(ただし「キャッシュカー ド規定 | 所定の代理人カードは除くものとします) としての機 能(「キャッシュカード規定」により定められた機能をいい、以 下「キャッシュカード機能」といいます)と、株式会社北陸カー ド(以下「当社」といいます)のクレジットカード(ただし「北 陸VISAカード会員規約 | 所定の家族カードおよびリボカードは 除くものとします)としての機能(「北陸VISAカード会員規約」 により定められた機能をいい、以下「クレジットカード機能」 といいます)を一体化し、双方の機能を1枚で提供するカード のことをいうものとします。なお、ホクリクカードAのカード 表面には「HOKURIKU CARD A | と表示するほか、氏名(ロー マ字表示)、北陸VISAカード会員番号、北陸VISAカードの有効 期限およびキャッシュカードの普通預金口座番号等が表示され るものとします。
- 2.「普通預金規定」、「キャッシュカード規定」、「デビットカード取引規定」、「口座振替依頼書電子受付サービス取引規定」、「北陸VISAカード会員規約」および「ホクリクカードA規定」(以下「本規定」といいます)等を承認のうえ、当行および当社にホクリクカードAの利用を申込み、当行および当社が認めた者(以下「利用者」といいます)に対し、当行および当社は「キャッシュカード規定」により発行するキャッシュカード(以下「キャッシュカード(普通預金)」といいます)および「北陸VISAカード会員規約」により発行するクレジットカード(以下「北陸VISAカード」といいます)に代えて、ホクリクカードAを発行するものとします。
- 3.クレジットカード機能の利用代金等を決済する預金口座(以下 「決済口座」といいます)は、当該ホクリクカードAの普通預金 口座とするものとします。

# 第2条(ホクリクカードAの所有権等)

- 1. ホクリクカードAの所有権は当行および当社に帰属するものとし、利用者に貸与するものとします。
- 2. ホクリクカードAを貸与された利用者は、直ちに該当カードの 署名欄に自署するものとします。
- 3. 利用者は善良なる管理者の注意をもってホクリクカードAの使用・保管・管理を行うものとします。また、利用者はホクリクカードAを他人に譲渡、質入れしてはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできないものとします。

#### 第3条 (別にカードを発行する場合等)

- 1. ホクリクカードAの普通預金口座が当行のカードローンの返済 口座として指定され、既にダブルストライプ型ローンカードが 発行されている場合に、ホクリクカードAを発行するときには、 ホクリクカードAとは別に当行は「ローンカード」を発行し貸 与するものとします。
- 2. ホクリクカードAの普通預金口座が当行の総合口座(トリプルアカウント)の普通預金口座として指定され、既に貯蓄預金とのダブルストライプカードが発行されている場合に、ホクリクカードAを発行するときには、ホクリクカードAとは別に当行は「キャッシュカード(貯蓄預金)」を発行し貸与するものとします。
- 3. 第1条第2項に基づいてホクリクカードAが発行された場合において、利用者がホクリクカードAに一体化された北陸VISAカードと同一種別の北陸VISAカード(以下「旧同種北陸VISAカード」といいます)を既に貸与されている場合には、ホクリクカードAが発行された日に旧同種北陸VISAカードは無効となるものとします。なお、旧同種北陸VISAカードに付帯する家族カードおよびリボカードは、ホクリクカードAの発行と同時に、自動的にホクリクカードAに一体化されたクレジットカード機能に付帯することになるものとします。
- 4. 第1条第2項に基づいてホクリクカードAが発行された場合において、利用者がホクリクカードAに一体化された北陸VISAカードと異なる種別の旧北陸VISAカード(以下「旧異種北陸VISAカード」といいます)を既に貸与されている場合には、ホクリクカードAが発行された日に旧異種北陸VISAカードは無効となるものとします。なお、この場合において、旧異種北陸VISAカードに付帯する家族カードおよびリボカードは、当社に対し、別途ホクリクカードAに一体化されたクレジットカード機能に付帯させて継続させる旨の申込がなされ、かかる申込が当社が承認しない限り、旧異種北陸VISAカードが無効となるのと同時にいずれも無効となるものとします。

# 第4条 (ホクリクカードAの発行)

ホクリクカードAの発行は、当行または当社、あるいは当行または 当社が指定する第三者に委託して行うものとします。

# 第5条(本カードの取扱い)

- 1.利用者は、預入れ・払戻し・振込・振替・現金の借受等の取引が可能な機器(以下「自動機」といいます)において、ホクリクカードAを利用する場合は、ホクリクカードA表面に記載されているカード挿入方向の指示に従って、キャッシュカード機能とクレジットカード機能を使い分けするものとします
- 2.利用者が、ホクリクカードAのデビットカードとしての機能(「デビットカード取引規定」により定められた機能をいいます)およびクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店においてホクリクカードAを利用してショッピングを行う場合には、

ホクリクカードA提示の際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。

3. 第1項および第2項において利用者の過失により使用方法を錯誤した場合に生じる不利益・損害等については、利用者の負担とし、また利用者は、利用者の過失により使用方法を錯誤した場合の取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。

#### 第6条(有効期限)

- 1. ホクリクカードAの有効期限は、当行および当社が指定するものとし、カード表面に表示した月の末日までとします。
- 2. 当行および当社は、カード有効期限までに退会の申出がなく、かつ、当行および当社が引き続き利用を認めた場合、有効期限を更新した新たなホクリクカードA(以下「更新カード」といいます)を発行し貸与するものとします。
- 3. 更新前のホクリクカードAのキャッシュカード機能は、利用者が更新カードのキャッシュカード機能を利用した以後、失効するものとします。
- 4.利用者は、更新カードの貸与を受けたときは、速やかに更新前のホクリクカードAをハサミ等で裁断のうえ、廃棄してください。

#### 第7条(紛失・盗難等)

- 1.利用者は、ホクリクカードAが紛失・盗難・詐取・横領等(以下「紛失・盗難等」といいます)にあった場合には、直ちにその旨を当行および当社に通知し、最寄りの警察署に届出を行うものとします。
- 2. 紛失·盗難等の通知を当行が受けた場合には、当行がキャッシュ カード機能を停止するものとします。また、紛失・盗難等の通 知を当社が受けた場合には、当社がクレジットカード機能を停 止するものとします。
- 3. 前項にかかわらず、当行または当社のいずれか1社に通知があった場合、任意に当行がキャッシュカード機能を、当社がクレジットカード機能をそれぞれ停止することができるものとします。これに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。
- 4.利用者は、ホクリクカードAが紛失・盗難等にあった場合には、 第1項の通知のほか当行に所定の書面により届出を行うものと します。この届出前に生じた損害については、当行は責任を負 わないものとします。
- 5. ホクリクカードAの紛失・盗難等により生じた損害の処理については、キャッシュカード機能に関わる損害については「キャッシュカード規定」が、クレジットカード機能に関わる損害については「北陸VISAカード会員規約」が、それぞれ適用されるものとします。

# 第8条 (届出事項の変更)

1. 住所、氏名、電話番号、勤務先等に変更があった場合またはキャッ

シュカード(普通預金)暗証番号もしくは決済口座を変更する場合には、利用者は遅滞なく当行に所定の書面により届出を行うものとします。利用者が届出た変更事項(キャッシュカード〈普通預金〉暗証番号の変更を除く)は、当行から当社へ連絡し、これをもって「北陸VISAカード会員規約」に定める届出があったものとします。

- 2. 北陸VISAカード暗証番号を変更する場合には、利用者は遅滞なく当社に所定の書面により届出を行うものとします。
- 3. 第1項のうち氏名に変更があった場合またはキャッシュカード (普通預金) 暗証番号もしくは決済口座を変更する場合には、第 12条所定の再発行手続きがとられるものとします。
- 4. 第2項の場合には、「ICクレジットサービス規定」(ICクレジットサービス用の暗証番号)に定める再発行の手続きがとられるものとします。

#### 第9条(ホクリクカードAの機能分離等)

- 1.利用者は、ホクリクカードAについて次のことを行う場合には、 当行に所定の書面により申込または届出を行うものとします。 利用者が提出した書面の全部または一部については、当行から 当社に送付し、これをもって利用者から当社に対する本項の申 込または届出があったものとします。なお、この場合、本カー ドを分離するか、本カードの機能のいずれか一方または双方が 利用できなくなります。
  - (1) ホクリクカードAのキャッシュカード機能とクレジットカード機能を分離し、キャッシュカード(普通預金)と北陸 VISAカードの発行を希望する場合
  - (2) ホクリクカードAのキャッシュカード機能の利用を取り止め、北陸VISAカードの発行を希望する場合
  - (3) ホクリクカードAのクレジットカード機能を取り止め、 キャッシュカード (普通預金) の発行を希望する場合
  - (4) ホクリクカードAのキャッシュカード機能とクレジットカード機能の両方の利用を取り止める場合
  - (5) 決済口座を当行以外の金融機関の口座に変更する場合
  - (6) 決済口座を解約する場合
- 2. 前項の場合、当該ホクリクカードAを当行に提出するものとします。なお、新たにキャッシュカードまたは北陸VISAカードが交付されるまでの間、利用者はキャッシュカード機能およびクレジットカード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。
- 3. 第1項の(1)、(3)、(5) については、利用者の届出に基づき当行がキャッシュカード(普通預金)を発行するものとします。
- 4. 第1項の(1)、(2) については、当社が審査のうえ、承認した場合に北陸VISAカードを発行するものとします。

#### 第10条 (ホクリクカードAの種別変更等)

- 1.利用者は、ホクリクカードAのクレジットカード機能のうち北陸VISAカード種別の変更を申込む場合は、当行に所定の書面を提出するものとします。利用者が提出した書面の全部または一部については、当行から当社に送付し、これをもって北陸VISAカード種別の変更が当社にあったものとします。
- 2. 前項に基づいて、新たにホクリクカードA(以下「新ホクリクカードA」といいます)が発行された場合には、利用者が貸与されていたホクリクカードAのクレジットカード機能については、当社がホクリクカードAを発行することを認めた日に失効するものとします。
- 3.種別変更前のホクリクカードAのキャッシュカード機能は、利用者が新ホクリクカードAのキャッシュカード機能を利用した 以後、失効するものとします。なお、新ホクリクカードAの貸 与を受けたときは、速やかに種別変更前のホクリクカードAを ハサミ等で裁断のうえ、廃棄してください。

#### 第11条 (クレジットカード機能の利用停止等)

- 1. 利用者が本規定または「北陸VISAカード会員規約」に違反しも しくは違反するおそれがある場合には、当社は利用者あて事前 に通知・催告することなく、会員資格を取消すことができるも のとします。
- 2. 当社が前項により会員資格の取消を行った場合には、同時に キャッシュカード機能は利用できなくなることがあります。こ の場合、当行はキャッシュカード(普通預金)を発行し貸与す るものとします。
- 3. 当社が第1項により会員資格の取消を行った場合に、当行から新たに当行所定のカードが交付されるまでの間、利用者はキャッシュカード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。
- 4. 当社が第1項により会員資格の取消を行った場合には、当行および当社はそれぞれの判断で利用者あて事前に通知・催告等をすることなく当行および当社の自動機や加盟店等を通じて、ホクリクカードAを回収することができるものとします。利用者は、当行または当社からカード回収の要求があったときには、異議なくこれに応じるものとします。

# 第12条(カードの再発行等)

- 1. ホクリクカードAの再発行を申込むときには、当行に所定の書面を提出してください。利用者が提出した書面の全部または一部については、当行から当社に送付し、これをもって「北陸VISAカード会員規約」に定める届出があったものとします。また、第8条第4項による再発行を申し込むときは、当社所定の方法により届出を行うものとします。
- 2. 前項の場合、当該ホクリクカードAを当行に提出するものとします。なお、新たにキャッシュカードまたは北陸VISAカードが

交付されるまでの間、利用者はキャッシュカード機能およびクレジットカード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。

- 3. 当行および当社が第1項に定めるカードの再発行に応じるときは、当行および当社が所定の手続きをした後に再発行します。
- 4.利用者は当行および当社所定の再発行手数料の請求があった場合には、当該請求金額を支払うものとします。

### 第13条(会員情報の取り扱いおよび開示・訂正・削除)

- 1. 会員および入会を申し込まれた方(以下併せて「会員等」といいます)は、当行が会員等の個人情報(本項(1)に定めるものをいいます)につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。
  - (1) 当行のサービスを提供するために、以下の個人に関する情報(以下「個人情報」といいます)を収集、利用すること。 ①氏名、生年月日、住所、電話番号等、会員等が入会申込時および第14条において会員が届け出た事項
    - ②入会承認日、有効期限等、本カードの契約内容
    - ③本カードの利用内容
  - (2) 宣伝物の送付等当行の営業に関する案内をする目的で、個人情報を利用すること。ただし、会員が当該営業案内について中止を申し出た場合、当行は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。(中止の申し出は本規定末尾に記載する窓口に連絡するものとします)
  - (3) 当行の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要 な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること。
- 2. 会員等は、当行に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。(開示の請求は本規定末尾に記載する窓口に連絡するものとします) 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当行はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。
- 3.会員等は、本規定末尾に記載する当行のグループ会社が第1項 (1)の個人情報を、当行グループ各社のサービスの提供および 宣伝物の送付等営業案内の目的で、共同して利用することに同 意するものとします。(共同利用に関する問い合わせは本規定末 尾に記載する窓口に連絡するものとします)

# 第14条 (情報の共有等)

利用者は、ホクリクカードAの発行、管理等業務推進上必要な範囲で、次の各号に定める情報について、当行、当社の間で共有することに予め同意するものとします。

- (1)利用者が当行、当社に対しホクリクカードA申込時に申込 書により届出た情報、届出た氏名、住所、電話番号、勤務 先等について変更があり、第8条に基づいて2社のいずれ かに対して変更の届出があった場合には、当該届出情報。
- (2) 第6条、第7条、第9条、第10条、第11条および第12条記

載の事項。

- (3)「キャッシュカード規定」または「北陸VISAカード会員規約」 に違反した事実。
- (4) その他ホクリクカードAの機能の全部または一部の利用可 否判断に関わる当該利用者の情報。

# 第15条(暫定キャッシュカード発行・クレジット入会否認時 のキャッシュカード発行)

- 1.当行はホクリクカードAの発行・貸与に先立ち、事前にキャッシュカード(普通預金)を発行し貸与する場合があります。キャッシュカード(普通預金)の発行・貸与後、正規にホクリクカードAが到着した場合、事前に発行・貸与したキャッシュカード機能は、ホクリクカードAのキャッシュカード機能を初めて利用した以後、失効するものとします。この場合、利用者は速やかに当該キャッシュカード(普通預金)をハサミ等で裁断のうえ、廃棄してください。
- 2. 当社がクレジットカード機能の提供を認めない場合、当行はホクリクカードAの申込の内容を問わず、キャッシュカード(普通預金)を発行し貸与するものとします。

#### 第16条 (規定の準用)

- 1. 本規定に特段の定めがない場合は、ホクリクカードAのキャッシュカード機能については、「普通預金規定」、「キャッシュカード規定」、「デビットカード取引規定」および「口座振替依頼書電子受付サービス取引規定」を、クレジットカード機能については「北陸VISAカード会員規約」等を準用するものとします。
- 2. 本規定、「普通預金規定」、「キャッシュカード規定」、「デビットカード取引規定」、「口座振替依頼書電子受付サービス取引規定」および「北陸VISAカード会員規約」等の内容が両立しない場合は、本規定が優先的に適用されるものとします。

# 第17条(本規定の改定)

本規定の変更については、当行または当社から変更内容を通知した 後、または新規定を送付した後に本カードを利用したときは、変更 事項または新規定を承認したものとみなします。また法令の定めに より本規定を変更できる場合には、当該法令に定める手続きによる 変更も可能なものとします。

〈当行お問い合わせ窓口〉

株式会社北陸銀行

〒930-8637 富山市堤町通り1-2-26

076 - 423 - 7111

〈別表〉

第13条第3項の当行グループ会社は、下記URL(株式会社ほくほくフィナンシャルグループホームページ)より、ご確認ください。

https://www.hokuhoku-fg.co.jp/info/group/

お客さまのお取引は、各種規定(「普通預金規定」「キャッシュカード規定」「デビットカード取引規定」「口座振替依頼書電子受付サービス取引規定」等)にもとづいてお取扱いたします。

各種規定は、北陸銀行ホームページに掲載しておりますので、 ご一読ください。 <ホームページ>



https://www.hokugin.co.jp/cs/kitei/index.html 規定の印刷をご希望のときは、北陸銀行窓口へお申し付けください。

株式会社北陸銀行

お問い合わせは、 お取引店まで、 お願いいたします。 株式会社北陸カード 北陸財務局長第00014号

〒930-0002 富山市新富町1丁目2番1号 北陸銀行富山駅前ビル TEL (076)442-9123

金沢支店 TEL (076) 223-6661 福井支店 TEL (0776) 22-0111

(VISA用)